

医療・福祉問題研究会会報

NO.153
2021.11.9

医療・福祉問題研究会 第142回研究例会

日 時：2021年12月19日（日）午後3時～5時

開催方法：金沢大学サテライト・プラザ1階交流サロンおよびZoom

テーマ：「コロナ禍の児童養護—梅光児童園の取組から」

報告者： 大塚哲司さん（梅光児童園 園長）

当研究会では、これまで新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による医療・相談支援の実情、また女性・ひとり親世帯、高齢者、障害のある人、学生それぞれの現場での様々な報告を通して、コロナ禍における人権保障の実態について学習を深めてきました。

そして、今回はコロナ禍における児童をめぐる現状にスポットを当てた企画として、金沢市石引にある社会福祉法人梅光会 梅光児童園 園長である大塚哲司さんに、主に①児童養護、児童養護施設とは、②梅光児童園の取り組み、③コロナ禍の児童養護の現状、の3点についてお話いただきます。

コロナ禍における児童をめぐる現状を学ぶとともに、改めて児童養護のあり方などについても参加者のみなさまとのディスカッションを通じて、学び、考え合う機会にしたいと考えています。

なお、今回は会場とウェブ会議システム「Zoom」を併用して開催します。会場での参加が厳しい方、遠くにお住いの方は、ぜひZoomにてご参加ください。

参加費は無料です。ぜひ、多くの方のご参加をお待ちしております。

申込フォーム

（研究例会にご参加される皆様へのお願い）

◆ご参加希望の方は、E-mail (ihmk1986@gmail.com) アドレスまで氏名、メールアドレス、参加方法（現地またはZoom）をお知らせいただくか、右記のQRコードから専用フォームにてお申し込みください。

◆お申込みいただいた方に接続案内・注意事項等を配信します。なお、接続環境がないなど、オンラインが難しい方は、事務局までお問い合わせください。

※なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、予告なく中止・延期またはオンラインのみの開催とする場合がありますので、ご参加希望の方は必ず事前に事務局までご連絡ください。

※同日、午後1時30分～2時30分まで運営委員会を開催します。運営委員会にご参加いただける方も事務局までご連絡ください。



精神に障害のある人の福祉医療—国際的動向と運動の現状—

医療費助成を実現させる当事者会：道見藤治

最初の報告者、金沢大学教授の高橋涼子さんから、国際的な医療福祉施策の歴史や動向、グローバルな当事者運動についての紹介などのお話をいただきました。まず医療福祉施策について、エスピン・アンデルセンの福祉レジーム論の整理された分類の仕方を教わりましたが、その分け方、整理は私にとって初めてで勉強になりました。自由主義レジーム（アメリカなど）の類型、社会民主主義レジーム（北欧）の類型、保守主義レジーム（ヨーロッパ大陸）の類型でした。

次に障害のある人の権利を求めてきた歴史の説明でした。国連の動きとして、国際障害者年から障害者権利条約に至るまでの推移に触れていました。日本の歴史では作業所づくりや自立生活を求める運動がありました。また、民主党政権時代に「骨格提言」が打ち出され、ようやく権利条約の批准が叶いました。

精神科病院などについては、海外では前々から脱病院化、脱施設化が実現に至りました。ところが日本の精神科病院におきましては、病床数は微減しているがまだまだ多く、在院日数は平均で1年近いという数値などは他の国を引き離して断トツに大きいのです。拘束の問題も解消されてはいません。

そういった精神に障害のある人の問題多き状況ですので、タイムリーに2021年10月15日付の日弁連による「精神障害のある人の尊厳の確立を求める決議」（全文は日弁連ホームページを参照）を高橋さんが紹介され、地域で安心して暮らせるよう障害福祉サービス体制を確立することが謳われているが、今回のテーマである医療費助成のことが盛り込まれていないのは残念と指摘されていました。

全体的に多岐にわたって様々な報告でしたが、高橋さんの話ぶりがスマートで聞き入ることができ、改めて勉強させてもらいました。

二番目の報告者、医療費助成を実現させる当事者会の松田茂喜さんからは、福祉医療制度や運動の取り組みについての説明をもらいました。噛み砕いた丁寧なものでしたので、分かりやすかったです。

マル障（心身障害者医療費助成制度の通称）が精神に障害のある人の場合遅れています。目指すところは手帳2級所持者まで適用対象にしたいと、いち早く実現した県として、山梨、岐阜、愛知、奈良、長野は通院まで、の紹介がありました。

現在マル障は自治体独自の施策であり、障害種別や等級も全くバラバラで、地域性において不公平であること、既に国の制度である自立支援医療制度との兼ね合いにおいては意見交換でも運用の煩雑さを指摘する声もあって、それらを一気に解決するべく、障害のある人の福祉医療は国の制度として一本化で確立して欲しいと思いました。



「年金引き下げ違憲訴訟」控訴審第1回口頭弁論の報告

河野 すみ子

2020年9月15日、「年金引き下げ違憲訴訟」控訴審第1回口頭弁論が、名古屋高裁金沢支部でおこなわれ、50人余が傍聴しました。

まず、控訴人のYさん（81歳、男性）が陳述しました。その要旨を紹介します。75歳の妻と二人暮らしで、Yさんの年金月額が13万円余、妻の年金は3万円余、あわせて17万円余です。原審で証言（2017年2月）しましたが、「その時よりも、さらに生活が苦しく」なりました。昨年3月まで、妻はパートで働いていたので、何とか家計は赤字になりませんが、昨年4月以降、年金で支出を賄うことができず、預貯金を取り崩して生活しています。預貯金はわずかしがなく、いつまで生きていけるか、たいへん不安です。食事を節約し、車を手放し、散髪は妻にしてもらい、ここ数十年、衣服を購入していません。国に、高齢者の生活を脅かす年金制度の一方的改悪を止めよ、といたいと思います。裁判所には、年金だけでは生活できない深刻な実態を理解し、国民の生きる道しるべをしっかりと守る法の番人として、正義を貫いてほしいと訴えました。

ついで、訴訟代理人の北島弁護士は、原判決は公的年金制度の目的や生活保護制度との関係を誤って認識していると指摘しました。憲法25条によって公的年金制度はそれ自体で最低限度の生活を保障する役割がある。憲法上の権利保障の具体化として公的年金制度が制度化されているなかで、「具体的な立法措置を講じるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられて」いないと述べました。そして、公的年金額の削減は「柱」を削ぎ落とすもので最低生活保障全体を揺るがすものであり、「柱」以外の部分が従前より充実した等の事情がなければ、削減は憲法25条違反と主張しました。

荒木弁護士は、憲法25条2項を単なる努力義務の宣言とみなし、その法的効力を完全に否定する憲法解釈は誤りである。憲法25条1項及び2項を根拠に、生存権にかんして「制度後退禁止原則」は認められる。制度後退に相応の合理性があることの立証責任は、制度後退を行った国側が負うべきである、と述べました。



生活保護基準引き下げ違憲訴訟 金沢地裁判決にご注目を！

長く金沢地裁にて闘われ、当会報でも傍聴報告を続けてきた生活保護基準引き下げ違憲訴訟の金沢地裁判決が11月25日（木）に下されます。

また、当日は判決後、原告団・弁護団によるオンライン会見も予定されています。詳細が分かり次第、当会メーリングリストやHPでもご案内します。

判決日時：11月25日（木）13時30分 @金沢地方裁判所

※オンライン記者会見はKKRホテル金沢から配信予定です。

石川県保険医協会主催

「社会保障セミナー・オンラインシンポジウム2021」のご案内

大田 健志

石川県保険医協会が主催する「社会保障セミナー」では、人権のない手である医療者こそ常に人権について学び、向きあうため毎年社会保障セミナーを開催しています。今年は、「新型コロナウイルス感染症と人権」をテーマに研究会発足呼びかけ人でもある井上英夫さんと、石川県の開業医、病院勤務医、在宅専門医、それぞれの医療現場の実態について人権保障のアプローチでディスカッションを行う企画を開催します。Zoomで全国から参加できますので、ご興味のある方は、ぜひ下記のQRコードからお申し込みください。また、会報では全国の企画についてもぜひご紹介したいと思いますので、紹介を希望する企画がありましたら、研究会事務局までご連絡ください。

※会報発行時期により、ご希望に添えない場合があります。

社会保障セミナー・オンラインシンポジウム2021

テーマ： 新型コロナウイルス感染症と人権

日時： 12月12日（日）10時～12時30分

場所： Zoom および石川県保険医協会会議室

基調講演者： 井上英夫さん（金沢大学名誉教授）

パネリスト： 三宅靖さん（三宅医院院長）

柳沢深志さん（城北病院副院長）

野口晃さん（かがやき在宅診療所院長）

